

## 平成25年度補正 エネルギー使用合理化事業者支援事業 «よくある質問と回答»

## «要件について»

質問		回答 ※()内は公募要領の該当ページ
1 「省エネルギー率1%、または省エネルギー量500kI以上」とあるが、率と量のどちらかが満たされていれば問題ありませんか。		率または量のどちらかが満たされていれば結構です。 ただし、申請した省エネルギー率・量は必ず達成する必要があります。(P.5参照)
2 更新する機器単体での省エネ率達成なのでしょうか。		設置機器単体での省エネ率・量ではありません。 工場・事業場等全体の年間エネルギー使用量を事業実施前後で比較してください。(P.5参照)
3 申請可能である設備を具体的に教えてください。		対象設備は指定していません。 公募要領の内容を満たしている事業を対象としています。(P.6参照)
4 1申請で複数の設備を申請できますか。		1申請で複数の省エネルギー設備を申請することは可能です。
5 中小企業しか申請できないのですか。		中小企業以外の事業者も対象となります。(P.7参照)
6 「環境自主行動計画」を策定していないが申請は可能ですか。		申請可能です。
7 医療法人、学校法人、地方自治体等は申請できますか。		申請可能です。(P.7参照)
8 中小企業の定義を教えてください。		中小企業基本法第2条に準じて定義しています。 中小企業に該当するかどうかは、登記簿謄本や決算書・事業報告書等より従業員数と資本の額等で確認します。 医療法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、NPO法人、地方自治体等は中小企業に該当しません。(P.20参照)
9 2者以上の共同の申請であれば「連携事業」に該当しますか。		連携事業は、複数事業者による複数の既設の工場・事業場等におけるエネルギー等の相互融通による省エネルギー事業を指します。 それ以外の事業で、余剰エネルギー等を特定の供給先へ供給する事業は「共同実施」となります。(P.8参照)
10 本補助金とエネルギー環境負荷低減推進税制(グリーン投資減税)との併用は可能ですか。		併用はできません。(P.6参照) (グリーン投資減税の対象となる設備例:高効率照明設備、高効率型電動熱源機等)

## «事業内容について»

質問		回答 ※()内は公募要領の該当ページ
11 小規模事業でも申請できますか。		補助金額100万円以上が対象となります。(P.7参照)
12 当初計画の事業完了日までに事業が完了しない場合、どうしたらいいですか。		事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIにご相談ください。
13 すでに着工している事業も対象となりますか。		対象となりません。(P.8参照)
14 交付決定前に3者見積りを取りたいが、可能ですか。		可能です。但し、発注は交付決定日以降に行ってください。
15 競争見積は、2者でもいいですか。		SIIが競争入札によることが著しく困難または不適当であると判断した場合を除いては、原則3者以上の競争見積・競争入札により発注先を決定する必要があります。
16 照明を既設のものより明るい照明に換えたいが、可能ですか。		可能です。
17 既設ボイラーの置き換え等で、予備として既設のボイラーを残置してもいいですか。		予備設備は不可です。但し、法律に定められた点検や稼働に著しく支障をきたす等、やむを得ず最低限必要なボイラーについては、通常時使用しないことを前提として、残置可能です。 この場合、事業後毎年度、通常時使用していないことを証明する使用状況の報告が必要です。(P.6参照)
18 コジェネを導入したいが対象になりますか。		ボイラーや発電機をコジェネに変える場合は対象になります。
19 既存のボイラーと発電機をコジェネに置き換えるが、蒸気量を現状と同じにすると、発電能力が大きくなってしまうがいいですか。		「省エネルギー率1%、または省エネルギー量500kI以上」を満たさなければ、蒸気量、発電能力が大きくなてもかまいません。(P.6参照)
20 リースの契約期間は、法定耐用年数以内でも可能ですか。		可能です。なお、法定耐用年数期間内に導入設備を処分等する場合は、予め財産処分申請が必要となります。すみやかにSIIにご相談ください。
21 「レンタル」契約でも申請可能ですか。		原則、レンタル契約での申請はできません。
22 「割賦」契約でも申請可能ですか。		リースを利用する場合、設置事業者とリース会社等との共同申請とし、2社間で割賦取引とは可能ですが、補助事業に係る全ての支払いは「現金払い(金融機関による振込)」となりますので、割賦での支払はできません。(P.12、18参照)

裏面に続く

23	ギャランティード・セイビングス契約にてESCO事業を実施することはできますか。	本補助金でのESCO事業はシェアード・セイビングス契約に限り、ESCO事業者と設備所有者との共同申請となります。ただし、本申請とは関連せずにギャランティード・セイビングス契約にてESCO事業を行うことは可能です。その場合は、設備所有者の単独申請となりESCO事業者は申請者に含めることはできませんので、設備使用者が責任をもって運用管理する必要があります。
24	法定耐用年数はどの様にして調べられますか。	財務省令の別表「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」をご参照ください。
25	補助対象設備が他の補助金を受けている場合でも対象となりますか。	補助対象となる設備に対し財源が国庫補助金である補助金より出ている場合は、当該設備を補助対象とすることはできません。(P.6参照)

#### 《申請方法について》

	質問	回答
26	使用エネルギーの原油換算方法は?	『エネルギーの原油換算式』 原油換算量(kl)=使用量(各単位)×発熱量(GJ/単位あたり)×0.0258(kl/GJ) ※「発熱量」は、公募要領 補足①(P.10、11)の原油換算係数表を参照  【例】電力(昼間電力)使用量が年間5,000千kWhの場合 電気使用量の原油換算(kl)=5,000千kWh × 9.97(GJ/千kWh) × 0.0258(kl/GJ)=1,286(kl)
27	エネルギー管理指定工場ではないため定期報告書が無いが、「エネルギー使用量実績の確認」とは何を提出したらいですか。	エネルギー管理指定工場でない場合は、例えば、ガス・電力会社等から発行されている月々の請求書の写し(電力使用量が明記されている)などを提出してください。それの積算が「年間エネルギー使用量」となります。(P.24参照)
28	年間エネルギー使用量のスパンは、自社の事業年度設定期間でいいですか。	原則として、当事業の年度設定期間である平成24年度4月～平成25年3月の一年間で算出してください。エネルギー管理指定工場は、平成24年度の定期報告書を使用しても構いません。(P.10参照)
29	燃料評価単価とは? 「燃料評価単価算出根拠(添付1)」とは、どの様な内容の書類になりますか。	・燃料評価単価(円／kl)=(ガス代+電気代+重油代+...)／(ガス使用量kl+電気使用量kl+重油使用量kl+...) ※分母の使用量は原油換算したklにする。 ・燃料評価単価算出根拠は、単価の算出に至るまでの根拠(ガス、電気などの使用量、金額入りの請求書など)の1年分のまとめ表と、そこから上記の燃料評価単価算出の計算過程を記載した書類。
30	設備設置承諾書はどのような場合に必要ですか。	業務ビル・商業施設など設備を設置する建物の持ち主と設備の持ち主が異なる場合に、建物の持主が処分制限される設備が建物内に設置されることを承諾する書類になります。自社敷地内に設備を設置する場合などは提出する必要はありません。(P.12参照)
31	アカウント登録が締切までに完了していれば申請できますか。	アカウント登録のみでは申請とは認められません。締切までに申請書類一式をSIIにお送りください。(P.16、25参照)
32	交付申請書「かがみ(1枚目)」の作成時の注意点はありますか。	・申請事業者名、住所、代表者氏名、役職が商業登記簿謄本および青色申告書通りとなっているか。 ・捺印が登録印(代表者印として法務局に印鑑登録を行っている印章、個人事業主の場合は市区町村役場に印鑑登録している印鑑)であるか。 ・社内で文書管理番号が必要な場合および1社が複数の申請を出す場合は、発行日の上の文書管理番号を必ず記載する。(P.29、30参照)
33	申請書類提出後に代表者が変更になる予定ですが、現時点での「商業登記簿謄本」(原本)を提出してよいですか。	構いません。 ただし、新代表者が就任した際に必ず「代表者変更届」の提出をお願いします。